

少年法は必要か

金子彩楓

- 1 はじめに
- 2 ネットや世間の声
- 3 現状
- 4 少年法の意義について
- 5 考察

1 はじめに

今回私がこのテーマを取り上げた理由についてである。ニュースを日々見ていく中で、物騒な事件や、見ていてハッとさせる事件、自分と同じような年の人が関わる事件は特に耳に残るものである。自らがもしも悪いことをすれば、どんな風に法律で裁かれるのかということで興味を持った。実際に、周りにもそのような人が存在し、その後どんな風に裁かれていくのかを見ていたため、少年法という法律が、少年を健全育成するためのものであり、社会復帰をするための良い法律であるということを身に染みて感じた。さらに、少年法が適用される歳の間、「少年法」という法律を学ぶ機会が設けられなかった。そこから少年法という法律について自分の意見だけでなく世間の声なども知りたいと考えた。私は少年法という法律が必要であるという気持ちではあるが、逆に必要でないという意見も、ニュースを見ていく中でも見えることがあった。ここから、どうして「少年法は必要ない」という意見が出てくるのかということも疑問に思い、このテーマを取り上げることにした。

2 ネットや世間の声について

ニュースを見ていた時に、沢山の少年事件が流れる中で矯正教育が必要か、それとも大人と同じように罰せられることが必要か、さらに被害者の気持ちや考えはくみ取られるのかということを考えて。そこで、20年前に15

歳と 17 歳の少年が起こした暴行事件の息子を亡くした女性を取り上げるという内容で、罪を犯した少年らは、逮捕後に少年院送致され、収容期間が、15 歳は 2 年弱、17 歳は 1 年 3 か月になるという事件記事を見つけた。

事件が起きたのは、刑事処分が可能とされる年齢を「16 歳以上から 14 歳以上」に引き下げた改正少年法が施行される前日の事であり、主犯格となる 15 歳の少年には、刑事責任を問う事は出来ず、2 人とも少年院に収容されて 1～2 年で社会復帰を遂げるというものである。被害者の女性は、「2 人が施行日のことまで考えていたとは思わないが、人の命を奪えば自分の命を差し出さなければならない、ということが分かっていたら、あんなことはしなかったと思う。悠の苦しみ、悲しみ、恐ろしさを考えれば、どうして裁判官は加害者を擁護するのか。なぜ 1、2 年の少年院送致なのか、許せない。人の命を奪うことを一緒に考えるというのはおかしいし、“少年だから”とか、矯正教育とかとは別に、犯した罪に対してはやはり厳しい罰を与えてもらいたいと思う。私としては、死刑か、一生刑務所に入っていてもらいたかった¹⁾」と述べている。また、『内閣府世論調査では「不良行為を見かけたらどうするか」には、2001 年調査では「注意したいが見て見ぬふりをする」と答えた 20 歳以上の成人が 49.8%、2005 年 54%、2010 年 49.2%で、非行全体が視界から少し減った実感はあるものの、実際に遭遇した時には、逃げたいという傾向は相変わらず高い。被害者側に立てば、このような気持ちになることは当然のことであると考えられます。もちろん被害者感情は十分理解することは出来るので安易に少年であることのみをもって少年を必要以上に保護するという事は間違っています。²⁾」と述べられている。

しかしここで、加害者の少年の方の観点でこの事件を見ると、少年法第 1 条では、「この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。³⁾」と規定し、非行少年に対する保護主義を掲げられていることから考えると、この法律に守られることによって、矯正することで社会復帰が出来るようになるので、必要なものであるといえると考えた。

¹⁾ 【[本当に必要なのは罰か、それとも教育か…迫る少年法の厳罰化、被害者家族の割り切れない思い | 国内 | ABEMA TIMES](#) (2021 年 4 月 14 日) (2023 年 1 月 18 日閲覧)】

²⁾ 【世論と少年非行“厳罰化”の関係 (2017 年 2 月 24 日) <[B01-20170224-J08_takemura.pdf](#)> (2023 年 1 月 18 日閲覧)】

³⁾ 【佐伯仁志「ポケット六法」(有斐閣、2022 年) 1675 頁】

3 現状

実際に先ほどのこの事件から、ネットや世間の声が「刑務所に入ってほしい」という意見が多く見えたと感じたため、少年院と刑務所の違いを述べる。

少年院での生活は、寮が中心であり刑務所では工場中心ということで、過ごしていくなかでのプログラムが大きく違う。職員体制についてであり大きく分けて3つあり、少年院では個別に担任がつくということ、密接の濃い関わりがあるということ、生活指導を中心とした矯正教育があるということが挙げられる。また、作業や生活指導など職員は分業別であるということ、作業や職業訓練の比重が大きいということも挙げられる。

少年院では、人としての在り方や、環境を整えようとすることに重きを置いていることが理解出来るが、刑務所の方では、工場中心の生活のためその人本人の更生を図るということよりも、社会復帰をするにあたり、人が変わるということはあまり考えられない。

さらに、法改正によって特定少年となった子供がすべて刑務所に行くということでもなく、起訴されたけれども罰金で終わる場合や、執行猶予で終わるという場合が現実的には多い。その場合ほとんど野放し状態にあたる。

つまり当事者である少年からすれば、逆送されずに家庭裁判所で審判を受け、保護観察、少年院送致となるほうが重い処分と考えることもできる。大人が刑務所に入り工場中心に生活しているということで心は入れ替えるということができて、根本の教育をするという部分が欠けているので、「大人の少年院」のようなものが必要だと考えた。その意味では少年法の適用年齢を引き下げることよりも、上げたほうが良いとも感じる。大人には、少年院ですることの内容と矯正教育を取り入れて、社会復帰が出来たときには再犯防止になるように指導すべきであると考えた。

4 少年法の意義について

少年の重大な犯罪だけが、世間に大きく取り上げられ問題とされることで SNS が活発に動いている今の時代だからこそ、簡単につぶやくことができるツイッターや、口コミ、ネットの記事も簡単につくることが可能であ

る。メディアの印象操作もごく簡単に行う事が可能だ。

最後に法務省では、少年法はどのような法律かということを確認に、「少年法は、少年の健全な育成を図るため、非行少年に対する処分やその手続などについて定める法律です。少年法による手続・処分の特色として、少年事件については、検察官が処分を決めるのではなく、全ての事件が家庭裁判所に送られ、家庭裁判所が処分を決定すること、家庭裁判所は、少年に対し、原則として、刑罰（懲役、罰金など）ではなく、保護処分（少年院送致など）を課すことなどが挙げられます⁴」と述べている。

そんな中で、どのような仕組みや対策があるのか理解してもらう事と、少年には更生や教育をすることの意味があるという事が少年法の意義だと仮定した。少年は、将来において社会を担っていく大人になるための発展途上にあるものだ。生育途上にある少年が過ちを犯したことで、刑事罰を科すことは、少年を教育していない保護者を含めた大人が負うべき責任を、教育を受けるべきである少年に押し付けるということだ。また、少年の場合は、年齢によっては就労制限があって事実上、親の元から抜け出せないという事情があるということも踏まえると少年法は必要である。

さらに少年法を厳罰化することで、犯罪が減るわけではないということも少年法の意義に値する。厳罰化は、人々の感情に訴えるところが大きく、刑事政策として有効な方法に見えるが、非行少年や犯罪者に対する立ち直りの支援は、再犯を抑制する優位な効果がある。逆に厳罰化には、少年の再犯率を上昇させる効果があると考え、非行少年を刑務所に入れるということだけで済ませてしまえば、少年は家族や友達とのつながりは失われ、刑務所の中で、反社会的なつながりを強める可能性がある。「前科者」というレッテルにより、出所後仕事をしようとするときに支障がでるということもある。これらはすべて、再犯のリスクを精神的に高めることに繋がることから、厳罰化という対策は、長期的にみると悪影響のほうが大きい。そのため、厳罰化を進めることで良いことが起こるといえるケースは考えられない。

5 考察

⁴ [法務省：少年法改正 Q & A \(moj.go.jp\)](https://www.moj.go.jp) (2023年1月18日閲覧)

これまでのことから、「どのようにすれば、世の中の少年法に対する意見が極端化しないようになるか」、ということを考えた。それは、若者が少年法を知る機会が必要であり、授業の一環として道徳のようなもので、「少年法という法律で裁かれることになる」という事を体感させることが必要だと考えた。さらにテレビやYouTubeなどでも、積極的に少年法について説明することも有効だと感じた。今回の「2001年の当時16歳の少年の暴行事件」については、ABEMATVを見ていて見つけたニュースを抜き出したものである。

これ以上非行少年を生み出さないように、家庭環境を今一度整えることも大事だ。警察などの行政機関に対する要望として、「居場所づくりや就労支援、学業支援など、非行に走った少年の立ち直りを支援する活動を強化する」ということや、少年の非行防止のための活動について、「少年とのスポーツ活動」や「夜間の繁華街などにおける少年の声掛け運動」などが必要であると感じた。非行をする少年だけの責任でなく、親との関係や学校での立ち位置や関わる人など身近なコミュニティーでなにかしら犯罪をするきっかけは生まれる。その中で SOS のサインに気づく事、少年が過ごしやすい環境を作る事が大事だと感じた。